

# 平成24年度 第1回新宿区議会議員政治倫理審査会 会議概要

|     |                                  |
|-----|----------------------------------|
| 日時  | 平成24年9月6日(木) 午後2時～午後3時15分        |
| 場所  | 区役所5階 第1委員会室                     |
| 出席者 | 政治倫理審査会委員8名、議長(諮問まで)、議会事務局職員(5名) |

## 【配付資料】

- 1 審査会の手続きについて
- 2 関係法令(民法、地方自治法、住民基本台帳法、公職選挙法)の抜粋
- 3 審査請求書の写し

## 【審査請求の概要】

- 1 請求の根拠 新宿区議会議員政治倫理条例第13条第1項
- 2 審査請求日 平成24年9月4日(同日付受理)
- 3 請求の概要

沖ともみ議員は、平成22年12月10日に新宿区に転入の届け出をしたが、住民登録した場所と実際の住所地が異なる状態を放置し、転居手続きを怠った。

その結果、居住歴のない住所で新宿区議会議員選挙に立候補したことについて当時の居住実態を問われるなど、区民の信頼を大きく損なった。

よって、政治倫理の観点から沖議員の道義的責任は免れ得ない。

## 【主な内容】

### 1 事務連絡

- (1) 事務局職員の紹介
- (2) 審査会成立の確認
- (3) 配付資料の確認

### 2 審査会への諮問

- ・議長の諮問を受けた後、審査請求書の写しを各委員に配付した。

### 3 審査会の手続き(“審査の流れ”の確認)

### 4 審査会に関する事項の確認

#### (1) 審査に関する事項の確認について

- ・審査会で、審査請求の適否及び当該事案の存否について審査することを確認した。
- ・会議は原則公開であるが、今後審査会が必要と認めるときは、非公開とすることができることを確認した。
- ・書面による審査を原則とするが、今後の審査の過程で必要が生じた場合は、事情聴取等を行うことができることを確認した。
- ・会議概要の取り扱いについての特段の取り決めはないが、公開する際は、個人情報の保護に留意することを確認した。

#### (2) 審査請求の内容の確認

- ・議会事務局次長が「審査請求書」の内容を読み上げ、法律上の「住所」について説明した。

### 5 次回の審査会開催日程等

- ・第2回審査会を平成24年10月12日(金)午後2時に開催することとした。
- ・次回の審査会までに、被請求議員に陳述書等の提出を求めることとした。